

災害時における応急対策業務に関する協定書

白井市上下水道事業（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、白井市の定めた「白井市地域防災計画」に基づき、震災、風水害等及び大規模事故（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の甲の管理する上下水道施設等（管理委託の方法により管理するものを含む。）の被害の未然防止及び災害が発生した場合の上下水道施設等の応急措置に係る工事等（以下「災害応急工事等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の安全確保及び基本的生活維持のため、災害時における民間協力の一環として、上下水道施設等の機能の確保及び復旧を図るとともに、甲乙間における災害応急工事等に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急工事等を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による協力の要請を受けたときは、災害応急工事等に必要な人員、機械等を出動させ、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第3条 乙は、前条第1項の規定による協力の要請を受けた場合において、速やかに災害応急工事等に協力できるよう、常に乙の出動体制及び被害状況に応じた設備資材の供給体制について、整備するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対し第2条第1項の規定に基づき、協力の要請をする場合は、災害対策（警戒）本部長（以下「本部長」という。）が行うものとする。

ただし、災害時の状況や緊急を要する場合により本部長が要請できないときは、都市建設部長又は、上下水道課長が行うものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した災害応急工事等に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額、支払方法等については、甲、乙協議して定めるものとする。

（被害が生じたときの措置）

第6条 災害応急工事等の実施に伴い第三者に被害が生じたときは、甲、乙協議して、その処理解決に当たるものとする。

（実施細目）

第7条 この協定に関する実施細目は、甲、乙協議して定めるものとする。

（疑義等の協議）

第8条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議し

て定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和〇〇年〇〇月〇〇までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙いずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 千葉県白井市復1123
白井市上下水道事業
白井市長 笠井喜久雄

乙